

2011年2月22日（火曜）
衆議院予算委員会公聴会

【案件】公述人意見陳述
20分間の冒頭スピーチ部分の実際の発言メモ
及び、関連質問に対する2つの返答部分の発言メモ

犬飼 重仁
早稲田大学法学学術院教授

犬飼公述人冒頭スピーチ部分の内容

I. はじめに.....	2
II. 我が国が金融戦略〔金融市場のビジョン〕を持つことの重要性.....	2
◎学ぶべきユーロ市場のダイナミズムと英国の金融産業.....	2
◎積極的評価が可能な、我が国金融資本市場インフラの現状.....	3
◎決め事の世界としての金融市場.....	3
◎法制度及び実務慣行における供給サイドのシステムのミスマッチ.....	3
◎市場の内と外を隔てていた「市場の断絶」を埋める二つのトリガー.....	4
◎テクニカルに見える要因の重要性.....	5
◎プロ向け金融資本市場はもともとグローバル.....	5
◎東京経由で資金をアジアと世界に流すことの重要性.....	5
◎我が国がグローバルなプロ市場を目指すための最低限の必要条件をクリア.....	5
◎早稲田大学 GCOE のプロ向け市場創設提言.....	5
◎各関係官庁によるサポート.....	6
◎金融市場の改革ビジョンとスケジュールを明確に示した金融戦略.....	6
◎TOKYO PRO-BOND MARKET の創設.....	6
III. ABMF の活動に見る日本チームの貢献.....	7
◎日本のリーダーシップによる、官民一体型の柔軟な国際的連携.....	8
◎政府によるサポートの証としての新成長戦略.....	8
IV. 最後に.....	8
◎日本の優位性.....	8
◎日本の舵取りでアジア域内独自の市場制度・市場慣行の策定・確立を期待.....	9
◎「日本投資こそ成長するアジア投資の最良の方法」との新国際常識確立を.....	9
犬飼公述人に対する関連の質疑部分の内容	10
(民主党の津村啓介との質疑部分、および社会民主党・市民連合の阿部知子議員との質疑部分)	

I. はじめに

- 早稲田大学法学学術院教授の犬飼と申します。貴重な機会をお与えいただき、光栄に存じます。本日は、平成 23 年度予算案に位置づけられている新成長戦略に関し、金融関係を中心に、経済回復を本格軌道に乗せるための新成長戦略の必要性、我が国が成長戦略としての金融戦略を持つことの重要性という観点も含め、私なりに、少し、意見を申し述べさせていただきます。
- 私は、民間企業において 20 年、東京とロンドンの財務金融部門を経験し、2002 年からは内閣府所管の総合研究開発機構の研究員として、我が国金融資本市場を取り巻く諸制度・システムを、そこに参加する市民とユーザーの側に立って、我が国とアジアの成長に役立つためのものに抜本的に変えていくため、早稲田大学との共同の研究プロジェクトを実施しました。その後、その思いはアジアにまで拡大し、2008 年に早稲田大学教授に就任してからも同じテーマで、グローバル COE 研究所長である上村達男教授のもと、研究活動に従事し、現在に至っております。

II. 我が国が金融戦略〔金融市場のビジョン〕を持つことの重要性

新成長戦略の金融部分には、「ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実現する」ということがうたわれておりますが、このことこそ、我が国の金融戦略の核心ではないかと考えております。

◎学ぶべきユーロ市場のダイナミズムと英国の金融産業

私は、民間事業会社の財務部門のロンドンの金融子会社に、1987 年秋から 6 年数カ月、在籍いたしまして、その、ユーロ市場のダイナミズム、便利さ、プロの市場参加者自らが積極的に市場のイノベーションを生み出していく力、産業や雇用の観点からの英国の金融業の層の厚さ、さらには英国のみならずベネルックス 3 国との有機的連携のもとロンドン中心のユーロ市場が有効に機能していることを、直接肌で感じたということがあります。

そして、1994 年に日本に帰りまして、最初に国内債の発行を担当したのですが、ロンドンに行く前と帰ってきてからとを比べても、日本の社債市場は非常に使いにくいままで、まったく変化がなかったことに、当時、驚きを禁じ得ませんでした。

その時、強く自らの心に刻んだのは、日本とアジアの金融市場を、いつの日か、ユーロ市場並みの、自由で使い勝手の良い市場にする必要がある、そして、

東京を、ロンドンに比肩しうるような、アジア域内金融市場の代表にする必要があるということでした。

◎積極的評価が可能な、我が国金融資本市場インフラの現状

私がそういう思いを抱いて帰国してからすでに17年が経過しましたが、政策立案者の方々、関係省庁の皆様、そして市場参加者のご尽力によりまして、現在の金融資本市場インフラについて言えば、日本はおそらく、アジア域内で、最も詳細でかなりの程度高度に洗練され、かつ成熟した証券決済システム等の市場システムインフラと証券関連の規制システムを持ち、安定運用しているという、積極的な評価ができるのではないかと考えております。

しかし、現在まで、国内債券市場の利用は、国債以外、限定的です。そこには、一見、技術的でテクニカルに見える要因が、かなりの程度かかわっており、発行体や機関投資家などにとって、個別具体的に見て使いやすい市場インフラが提供されていない、という問題があります。

また、我が国の雇用確保の観点からは、進んだシステムインフラの上に、取引コストが合理的で、使い勝手の良い国際的金融市場を整備することで、高度なスキルを持ったサービス産業としての金融を発展させ、すそ野の広い雇用を確保することが、これからの重要な課題といえるでしょう。

◎決め事の世界としての金融市場

金融市場では、市場は自然に成長することはできません。それを支える関連の制度システムが、市場の在り方を規定します。この点は、一般のモノやサービスの市場とは大きく異なる点です。東大の神田秀樹教授の「金融市場は人為的なものであり、規制するのもしないのも当局の判断（決め事）である」とのご指摘は、いつも忘れてはならないと思います。

◎法制度及び実務慣行における供給サイドのシステムのミスマッチ

たとえば、1980年代のユーロ債市場で発達した、債券を発行しやすくするための仕組みであるMTNプログラムが、まだ日本には存在しません。中国においてさえ、数年前から存在しているわけですが・・・。

日本の債券市場は、プロ投資家向けの発行が太宗を占めるにも関わらず、法制度と実務慣行において、個人投資家向けを含む、極めて詳細な開示内容を一律に要求するものとなっていました。

また、海外投資家の日本国内での起債意欲は高いにも関わらず、日本語開示

が障害となって発行額は伸びていません。

さらに、海外投資家が日本の公社債に投資する場合、過去、国債と地方債の利子にかかわる源泉税が免除されたのに、社債だけが課税されるという問題がありました。

こうした状況を踏まえ、早稲田大学では、プロ向け債券市場創設の必要性についての提言¹を、2007年以來、度々行ってきました。

◎市場の内と外を隔てていた「市場の断絶」を埋める二つのトリガー

このような状況を改善すべく、金融庁では、「金融資本市場競争力強化プラン」の一環として、2008年末に、プロ（特定投資家）向け市場整備のための、「新たな開示免除証券市場の枠組み」が起案され、法制化されました。これにより、新たな市場の開設が、可能となりました。

また、非居住者の受け取る社債利子の源泉徴収に関しても、2009年末に、政府により、課税をゼロにすることが決定²されました。

これらの政府の、二つの政策決定は、我が国の金融資本市場の内と外を隔てていた「市場の断絶」を埋めるトリガーとなりました。

¹ NIRAでは2005年から2008年にかけて、『東アジア地域の金融市場の一体性確立に向けての戦略ビジョン』等の研究プロジェクトを実施し、2007年3月には、欧州のユーロ債市場に比肩する、日本とアジア版のプロ向け国際債市場「AIR=PSM(Asian Inter-Regional Professional Securities Market)」創設の提言を行った。なお、そのAIR-PSM創設の中長期的な意義は、(1)アジア域内主要国に蓄積された貯蓄を、域内中心に効率的・高付加価値的に循環させるための、域内貯蓄循環装置としての新市場の創出。(2)域内のプロの市場参加者の育成・鍛錬と、市場イノベーションの創造と発揮の場の創出。(3)外債建債権の保有者である域内各国及び域内企業グループ等にとっての、基軸通貨と域内各国通貨との為替リスク緩和のための、アジア通貨建て域内国際債市場の創出。

また、その一環として、2007年3月、伊藤元重 NIRA 理事長・東京大学教授が座長を務められた首相官邸主催の「アジア・ゲートウェイ戦略会議」に対して、『NIRA 金融プラットフォーム小委員会提言』を提出。この提言は、官邸の同戦略会議事務局において詳細に参照され、その重要な骨子部分は、戦略会議提言の金融部分に活かされた。すなわち、同構想の最重点項目の一つとして、「アジアの利用者にとって最も魅力的な金融資本市場の構築～アジアの金融ネットワークの一体化」が挙げられ、具体的改革提案として、「プロ向け市場の創設とプロの育成（プロ同士の取引の場を創設し、英文開示、税、開示基準等の規制を緩和）」が明示された。また同時に、重点分野として「日本とアジアの金融資本市場の機能強化」が挙げられ、〈アジアの金融センター化〉の一環として「クロス・ボーダーの国際市場創設に向けての民間の主体的取組みがあることを前提に、一般振替社債について、非居住者の受け取る適正な利子の非課税化を検討」が織り込まれ、〈アジアと連携し、アジアに国際金融資本市場を創設〉の一環として、「クロス・ボーダーのアジア国際債券市場の創設（アジア債券市場育成の取組みを一層強化し、究極的には、アジア各国と協力し、アジア域内に、各国の規制の枠組みを超えた、ユーロ市場並みの高度の自由の許容されるクロス・ボーダーの市場が創設されることを目指す）」が明記された。

² 2009年末、非居住者の社債保有の利子源徴非課税が与党税制改正大綱に盛り込まれ、2010年6月に法律が施行された。

◎テクニカルに見える要因の重要性

これらのことは、非常にテクニカル・技術的なことに見えるようで、あまりメディア等においても重要なこととして取り上げられませんでした。金融資本市場においては、一見テクニカルに見えることのなかに、大変重要な、市場の在り方の根底を覆すような内容が、しばしば存在します。

これらの重要な政策決定をリードいただきました方々と各省関係者の皆様に、この場をお借りして御礼を申しあげる次第です。

◎プロ向け金融資本市場はもともとグローバル

世界的に見て、プロ向け金融資本市場は、もともとグローバルな特質を有するものですが、日本を筆頭に、アジア域内各国の資本市場の多くでは、このような制約条件が多く存在したために、国をまたぐユーロ市場のような国際債市場とは分断されて、国際的なプロ市場のイノベーションが、各国の国内市場に持ち込まれ難かったといえます。

◎東京経由で資金をアジアと世界に流すことの重要性

ところで、現在、我が国から欧米を経由し欧米からの投資としてアジアに出ている資金を、直接東京からアジアに流せるようにすることが重要です。それによって、我が国の政治経済的なポジションを強化することも可能となります。日本のもつ金融資産は巨大ですが、海外に向かうものはほとんどが欧米経由です。

英国は、自国経済が縮小する中であって、金融市場を拡大させ、ロンドン経由で資金が世界に流れるようになっていることで、実際の国力以上の影響力を保持してきました。英国ほどになるのは遠い将来の話であるにせよ、なるべく東京から直接アジアに資金を流すことができるようになれば、他国から資金を呼び寄せることにもつながります。

◎我が国がグローバルなプロ市場を目指すための最低限の必要条件をクリア

さて、プロ向けの債券市場について、我国において、2009年未までに、法律と税制という国内債とユーロ債等の国際債とを概念的に隔てていた二つの制約が取り払われたことは、我が国が、欧州ユーロ市場のようなプロ市場を目指すための最低限の必要条件が、今まさに整ったことを意味しております。

◎早稲田大学 GCOE のプロ向け市場創設提言

そこで、この二つの制約が取り払われたそのタイミングをとらえ、大学の主催で、市場実務家・企業の財務担当者・研究者・法律家、そして関係省庁のオ

ブザー参加も得まして、2010年2月から4月まで、「アジア・デットリ
スティング研究会」を集中的に開催。

概念的提言に、詳細な新市場の設計図を加え、より具体的な新市場創設提言
としての『「アジア域内プロ向け国際債市場」とその日本国内版である「我国
プロ向け公募債市場」創設提言』を、4月に公表しました。

◎各関係官庁によるサポート

このプロ向け債券市場の整備提言のエッセンスは、2010年5月公表の経済
産業省の産業構造ビジョンに採用いただきました。そして、官邸の新成長戦略
策定に際して、経済産業省、財務省より、プロ向け債券市場の創設を後押しす
ることが提案されました。金融庁からも、ユーロ市場に伍していくことを目指
すプロ向け社債発行・流通市場の整備が提案されました。

これらを受けて、金融戦略を第7の柱とする新成長戦略が、6月18日の閣
議で決定即公表されました。

◎金融市場の改革ビジョンとスケジュールを明確に示した金融戦略

この新成長戦略の金融部分には、「ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実
現するための、プロ向けの社債市場の整備」・「アジア域内の豊富な貯蓄をアジ
アの成長に向けた投資に活用すること」がうたわれ、「金融自身も成長産業と
して発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザ
ーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することで、金融市場と金
融産業の国際競争力を高める」とあります。

実行計画（工程表）の金融部分では、「プロ向け社債市場の整備」は2010
年度の早期実施事項として掲げられ、「アジア債券市場の構築」に関しても、
アジア域内の豊富な貯蓄をアジアの成長に向けた投資に活用するため、2010
年に「ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）の設立」、2020年までに「ア
ジア債券市場を育成し日系企業等の現地通貨での資金調達を円滑化する」こと
などが、うたわれております。

我が国の新成長戦略の金融部分において、このように、我が国が目指すべき
ビジョンとスケジュールが明確に示されたことは、極めて重要かつ意義深いも
のがあると考えられます。

◎TOKYO PRO-BOND MARKET の創設

これを受けまして、東京証券取引所グループでは、新市場実現に向けて、

2010年11月に「TOKYO PRO-BOND MARKET」の制度概要を発表、本年4月以降のスタートに向けて準備がなされているところです。

TOKYO PRO-BOND MARKETは、「プロ向け市場制度」をフルに活用しつつ、ユーロ市場のような柔軟で機動的な債券の発行を実現し、国内外の発行体と投資家、さらには証券会社などの関係業界の利便性を向上させ、アジアの中核としての我が国の債券市場の発展に資することを目的にしています。

また、海外のMTNプログラムと同様、発行体の基礎的な情報や財務情報、当年の起債予定額をPRO-BONDに登録(MTNプログラムとして上場)すると、その予定額の範囲内で随時債券を発行できる仕組みが導入されます。

海外発行体に対しても、高い利便性が提供されます。海外発行体が日本の国内市場で発行するいわゆるサムライ債発行には日本語開示が必要でしたが、PRO-BONDでは英語のみでの開示が可能です。

そして、日本会計基準に加え、国際会計基準、米国会計基準も採用し、円建て以外の様々な通貨やイスラム債の形式での発行も可能です。

Ⅲ. ABMFの活動に見る日本チームの貢献

次に、ただいま申し上げた官邸の金融戦略に含まれていたABMFの活動について、若干触れさせていただきます。

私自身も、2010年9月に設立されたABMFのサポートメンバーに加えていただいておりますが、実際、アジア開発銀行と日本の財務省国際局のご尽力もあり、ASEAN+3(アセアン10カ国と日中韓)も、非常にいい形で動き始めております。

2010年9月に、域内の官民、アジア開発銀行、域内各国の当局者及び民間の金融資本市場専門家の協力を得て、ABMFの第一回目の会合が東京で開催されました。

そこで取引規制や市場慣行の調和調整のあり方についての討議が行われ、域内共通のプロ向け市場創設の重要性について、ビジョンを共有し、目指すべき方向性についてのコンセンサスが図られました。12月には第2回がマニラで開催され、2月には第3回がクアラルンプールで開催されました。

ASEAN+3のチームでは、今、域内のクロス・ボーダー取引の障害となっている各国の規制、市場慣行等に関する情報収集を行っているところですが、2011年1月25日の閣議決定の「新成長戦略実現2011」の中にも、本件にか

かわる報告書の作成が盛り込まれておりまして、本年中の完成に向けて、私自身、ABMFのメンバーとともに作業を続けております。

おかげさまで、日本のチームが率先垂範して主体的に日本市場にかかわる情報の取りまとめを行いましたので、それに続き、韓国と中国等からも、非常に質の高い情報の提出が、実現しつつあります。

◎日本のリーダーシップによる、官民一体型の柔軟な国際的連携

このように、ABMFでは、2010年秋以降、各国の官民合同チームが、一つの目的に向かってビジョンを共有し、絆を強め、主体的に、連携を取りつつ、プロジェクトを進めております。

日本の事実上のリーダーシップのもとで、中国や韓国等も含めて、このような官民一体型の柔軟な国際的連携が、実際に機能していることは、大変喜ばしく、そのような在り方は、今後日本がアジアとともに進むべき一つの重要なモデルを提供しているのではないかと感じております。

◎政府によるサポートの証としての新成長戦略

そして、その大前提として、今回、我が国の新成長戦略のなかに「プロ向け社債市場の整備」と「アジア債券市場の構築」を織り込んでいただいたことは、政府によるサポートの証として、極めて重要な意味を持っていたと感じているところです。

IV. 最後に

- 域内のプロ向け市場インフラが順調に整備されていったとしても、今後に必要な課題が残されております。
- 市場参加者の質の高さ、ルール of 公正さ、市場の信頼を担保可能な自己規律の存在、そして市場としての使い易さといったことが必要です。
- 域内各国における法規制の存在だけでなく、プロの市場を規律するための、自主ルールと実務慣行の確立が必要になると考えられます。

◎日本の優位性

- ここでも、特に日本が優位性を持っております。それは、新市場の自主ルー

ル等の制度や慣行の構築に際して、金融商品取引法に先進的な目的規定³を持っていることに象徴されるように、「プロの市場参加者も、市場における公正な価格形成や、高質な資本市場の機能確保に対する責務を負っている」との位置づけを、他のアジア域内諸国や取引所などに、先行・率先して示すことができる点にあると思われまます。

- その意味におきましても、また我が国成長戦略の基盤としても、金融資本市場法制・会社法制の、さらに一步先んじた確立が不可欠であると思われまます。

◎日本の舵取りでアジア域内独自の市場制度・市場慣行の策定・確立を期待

- 従いまして、今後、日本の舵取りによって、アジア域内の新市場の市場参加者の自主ルール等、市場制度・市場慣行の策定・確立が、期待されていると聞いてよいと思います。ちなみに、香港やシンガポールでは、厳密な当局による規制が前提であり、自主ルールの概念すら存在しておりません。
- 日本のリーダーシップによって、「日本とアジア一体の、世界に開かれた信頼される域内金融資本市場新時代」が一日も早く到来することを、切に願ってやみません。

◎「日本投資こそ成長するアジア投資の最良の方法」との新国際常識確立を

- 最後に、そのような官民連携による努力を通じて、我が国の企業グループと金融機関こそが、アジアの成長とともにあり、日本の企業の発行する証券への投資が、成長するアジア投資への最も効率的、効果的かつ安全な方法であるという、新たな国際常識が一日も早く確立されることを、望みたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

以上

³ 日本は、世界で初めて、資本市場における「公正な価格形成」を、この分野に関する基本法である金融商品取引法の目的規定第一条でうたった国である。

犬飼公述人に対する関連の質疑部分の内容

○中井委員長 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。津村啓介君。

○津村委員 民主党の津村啓介と申します。

本日は、この公聴会という貴重な機会に、また各界各分野の専門家の先生方に直接質問をさせていただく機会をいただきまして、皆様に感謝申し上げます。

それでは、十五分という短い時間ですので、早速質問に入ります。

まず、犬飼先生にお伺いさせていただきたいと思いますが、その前に、若干私の質問の趣旨を申し上げますと、私は、実は前職日本銀行の職員でありまして、九〇年代から二〇〇〇年代の初頭にかけて、まさに日本の国家戦略として、金融というのは非常に重要な分野ではないか、当時は、日本版金融ビッグバンというものが言われた時期でもありました。

地球は二十四時間で自転をしているわけですし、また、ビジネスアワーというのは八時間から十時間程度だとすれば、大体三極あれば常にどこかでビジネスアワーの中心が回っているのではないかと。北米、南米、アメリカでは、ニューヨークがあるわけですし、ヨーロッパでは、ロンドンのシティであるとかフランクフルトであるとかのマーケットが確立したところがあります。

では、アジアはどうなんだというときに、東京マーケットが規模としては大きいわけですが、使い勝手という面で、香港であったり、上海であったり、シンガポールであったり、いろいろなライバルがいるわけですね。

そういう意味で、地政学的に三極必要ということは、これからどれだけインターネットが発達しても交通が発達しても変わらない地政学的な条件であるわけですから、このアジアの部分で日本がしっかりと金融

インフラを確立するということが、将来の国益にも資するのではないか。

古い例ではありますけれども、例えばイギリスのシティーというのは、イギリスが十九世紀の経済大国であったときにあれだけの金融インフラを整備したことで、その後、大陸諸国に経済規模では抜かれても、いまだにイギリスというのは金融で大きなビジネスをしているということなのかな、ここから学ぶものは大きいのではないか。特に、中国の台頭著しい昨今、日本はこの一日の長をしっかりと生かすべきではないか、そのようにも考えるわけでございます。

そう考えたときに、今回の新成長戦略には、総合取引所構想であるとか、さまざまな画期的なアイデアが盛り込まれていると私感じておりますが、そうした中で、私自身は、日本版金融ビッグバンというものが、非常に高い志を持っていたにもかかわらず、必ずしも当初の成果を上げ切れなかった。金融経済環境の悪化が最大の要因とは思いますが、その金融ビッグバンの反省と、今回の新成長戦略の一番の違い、今何が日本にとって必要なのか、改めて整理させていただきたいと思っております。では、お願いいたします。

○犬飼公述人 御質問、大変ありがとうございます。

今、金融ビッグバンと今回の新成長戦略との対比をというようなお話であったと思うんですけども、私の認識では、金融ビッグバンは、大変に志はすばらしいものがあつたというふうに思っております。そして、実際に取り組みされたことも方向として極めて正しいものであつたというふうに思っております。ただ、いろいろな当時の環境がビッグバンの完成を許さなかつたということがあつたのではないかとこのように思っております。

それで、大変恐縮なんですけれども、金融というものは、与党、野党のお考えだからどうなんだというようなこととは別の部分で動いているとか、そういうものと非常に一線を画したところで動いている部分が実はあります。

先ほど、金融は決め事の世界であるということをおっしゃりましたので、そういう意味では、非常に政策決定の重要性というものは関連するわけ

でございますけれども、金融の流れというものは、着々と取り組んでいく必要がある分野であろうというふうに思います。そういう意味からしますと、自民党政権時代からここに至るまで、基本的な流れは底流で続いているものと思います。

例えば、二〇〇七年の安倍政権下のアジア・ゲートウェイ構想の金融で御指摘をいただき、提言をされた内容は、私の理解では、今回の新成長戦略の底流と極めてつながっているというふうに理解をしておるところでございます。そのときそのときに、市場実務家の方々でありますとか各省庁の方々の英知を集めてつくられたものが、綿々と引き継がれて現在のこの新成長戦略の金融部分に至っているもの、そういう理解をさせていただいているところであります。

それで、今、世界三極のお話がありました。三極についての東京の役割というものは非常に重要でございますけれども、私の認識を若干申し述べさせていただきますと、アジアでは、香港やシンガポールに金融の面で負けるのではないかとということがよく言われております。そしてもう一つは、近い将来、中国にアジアの金融拠点がすべて移ってしまうのではないかと、そういう懸念がしばしば表明されているかと思いますが、それについての見解を申し述べさせていただきたいと思っております。

私は、何回もそういうアジアの諸国を回っておりまして、実感として理解しているつもりでございますけれども、例えば香港は、もちろん中国が后背地である、あるいは人民元建て取引、今、中国の国内ではできない債券取引等が一部できるようになっている、そういうメリットはございますけれども、基本的には、香港は株の世界でございます。それで、言ってみれば、ニッチの分野を目指して外と外の取引を仲介する、そういうことに専念をしている金融センターであるというふうに思います。

シンガポールの場合は、香港が株取引を中心とするのに対して、どちらかといえば、デリバティブであり、あるいは為替であり、あるいは投信であり、そういったものに特化して仲介取引を伸ばしていく、そういうことに専心をしているということが言えます。

したがって、外と外とをつなぐという意味においては、香港もシンガポールもよく似ているわけですが、では、日本とどう違うのかと

いうと、先ほどから申し上げておりますように、日本の場合には、巨大な金融資産を抱えているということです。香港もシンガポールもそれを持っておりません。という意味では、日本に大変な優位性が潜在的にあるということでもあります。

そういう意味でいうと、やはり中国が問題ではないかというふうに言われるかもしれませんが。確かにそうです。中国は、大変な外貨準備高を抱えておりますし、また、債券や株式市場の残高は非常に大きくなっております。

ただ、中国は、アジアの国際的な金融のセンターとなるにはふさわしいとは考えておりません。それは、民主主義の国ではないというような言い方も言われておりますけれども、もう少し専門的に申し上げますと、**補完性の原則**⁴、これは地方自治の原則とも言われますけれども、それを共有していないということでもあります。その意味で、中国は、国際的な金融のセンターになる資格が現在のところ存在しておりません、こう私は理解しております。

ということは、消去法で消していくと、アジアにおいて金融センターたり得る可能性を持っているのは、まず日本である、そして、共同するという意味では韓国も重要でありますけれども、まずは日本ではないか、そういうふう理解をしております。

以上です。

○津村委員 犬飼先生、日本の潜在的な力、これからの可能性に改めて注目を

⁴ 補完性の原則(principle of subsidiarity) とは、小さな下位の共同体が効果的に遂行できる事柄を、より大きな上位の共同体が奪ってはならないとする原則。欧州連合(EU)は、集団(市民の共同体)的なアプローチが、個人、地方、あるいは国家的アプローチよりも効率的であるという分野において、国家主権を委譲するという、補完性の原則に基づいている。

The Subsidiarity principle is intended to ensure that decisions are taken as closely as possible to the citizen and that constant checks are made as to whether action at Community level is justified in the light of the possibilities available at national, regional or local level. Specifically, it is the principle whereby the Union does not take action (except in the areas which fall within its exclusive competence) unless it is more effective than action taken at national, regional or local level.

It is closely bound up with the principles of proportionality and necessity, which require that any action by the Union should not go beyond what is necessary to achieve the objectives of the Treaty.

していける、大変勇気づけられる御答弁、ありがとうございます。

先ほど、党派を超えてというお話もありました。私自身も、たしか九六年だったと思いますけれども、金融ビッグバンを提唱された橋本龍太郎先生、郷土の先輩でもありますけれども、党派は違いますが、大変尊敬をしております、その後の金融ビッグバンが名前倒れになったのではないかということをお大変残念に思っておりましたので、今回改めて、周辺環境の変化もあわせて、日本の金融戦略を再定義していただけたのかなと感謝を申し上げたいと思います。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

本日の四人の公述人の皆様のお話、大変参考になり、勉強もさせていただきました。順次お伺いいたします。

まず、犬飼公述人をお願い申し上げます。

きょうのお話の中で、現政権の新成長戦略の中での金融政策ということをお大変評価されてのお話でありました。と同時に、前政権の時代も、アジアにおける金融というのは、日本にとって大変重要なものである、持続するテーマであるという御指摘もございました。

思えば、宮沢大蔵大臣の時代にアジアの金融危機がございまして、当時の総理も、何とかアジアの金融市場を、それこそ欧米を介さないで自分たちの本当の発展のために潤滑油効果を出したいと願われたテーマだと思います。その意味で、御指摘は私は大変参考になりました。

今、金融と申しますと、アメリカのサブプライムローン問題もそうですが、いろいろなリスクがそこに発生する。G20でも、食料などの高騰は、余ったお金がそこに入り込んでいるのではないかという指摘もあったと思います。

アジアの金融ということをおこれから前向きに考える場合に、リスク要因というか、逆にどういうことにきちんと対応しておくことが重要なのか。先ほどの御指摘だと、中国の政治経済体制の問題をお一つ言われてお

りましたけれども、中国は、ここにおいて非常に大きなシェアを持っております。あと、日本の貯蓄の部分がこれから活用されるであろうという御指摘でもあったと思いますが、本当にアジアの足腰を強くしていくためには、一方のリスクも見ながら進めることが肝要と思いますが、その点については何を注意しておけばよいでしょうか。

○犬飼公述人 大変に重要な御質問を大変ありがとうございます。

アジアにおける金融の面におけるリスク要因というお話であるわけですが、一九九七年のアジア金融危機、このときに起こったこと、その経験を踏まえて、アジアの各国というのは、為替変動に対する、あるいは金利変動に対するリスク、これの対処方法をかなり厳密に打ち立てております。そのおかげといたしますか、それによって、このたびのリーマン・ショック以降の世界金融危機において、アジア諸国が比較的落ちついていられるということが言えるというふうに私は理解しております。

そういう意味では、アジアの中の金融の状態は世界の中でかなりいい。金融がいいという意味は、金融のリスク管理能力がアジア全体にかなりふえてきているというふうに私は理解をいたしております。

例えば、九七年の金融危機のときに起こった問題が、実は、めぐりめぐってといいたいまいしょうか、ヨーロッパのEUの諸国の中で、アイルランドであるとか、ギリシャであるとか、東欧の諸国であるとか、ユーロという通貨を採用している国々で、同じロジックで同じリスクが起こっています。それによって、EUの諸国が大変に困った状態になっている。そういうことから考えますと、九七年のアジア通貨危機の経験は、代償も大きかったんですけれども、大変に貴重であったというふうに思っております。

もう一つは、グリーディー資本主義とか、アメリカ、イギリスのアングロサクソン型の金融というものと比べますと、アジアの金融は全く別物である。別物という言い方は変かもしれませんが、お金をもうけるための金融というものは、全世界に広がっているようで、アジアでは必ずしもそうではないというふうに私は考えております。

日本もそうですけれども、お金もうけのためではなくて、足るを知るということが前提になった上で、それぞれ金融機能を強化していこうということをアジアの官民が一斉に感じて動き出しているということは、非常にすばらしい動きではないかというふうに私は思っております。

もちろん、アジアにおいてはいろいろなリスクはあるんですけれども、それを乗り越えるだけのアジアの潜在の成長性、その潜在的な成長性がここ近年では現実化しておるわけですけれども、世界的な金融リスクを乗り越えるだけのものがアジアにだんだん備わっているというふうに思います。

問題は、欧米の観念からいうと、例えば格付問題にしても、今、例えばマレーシアであるとかインドネシアが随分よくなっているということがあるんですが、その割に、欧米からの評価がそれほど高くないというような問題もまたこれあります。

したがって、日本を含めて、アジア諸国がみずからのよくなっている部分をこれからどんどん前向きに情報を発信していくということが重要ではないかと思えます。

以上です。

○阿部委員 私は、民主党が政権交代当初掲げられた東アジア共同体という考え方も、そうした金融に裏打ちされて、特にこれからのアジアの発展を取り込んでいくためには大変重要な考え方であったと思っております。この点は私の見解として申し添えて、次に岡本公述人にお伺いをいたします。

以上